

多胎児（双子など）が生まれた場合の Q&A

Q. 双子が生まれた場合、保育無料券は何回申請できますか？

A. 「今回生まれた子」が第1子第2子の双子である場合：1回申請できます。

- ・利用者：第1子
- ・申請回数：1回
- ・発行枚数：2枚

A. 「今回生まれた子」が第3子であり、「生まれた子の兄・姉（小学生まで）」が双子である場合：1回申請できます。

- ・利用者：第1子・第2子
- ・申請回数：1回
- ・発行枚数：2枚

※第1子・第2子の2人で2枚の発行であることにご注意ください。

A. 「今回生まれた子」が第2子第3子の双子であり、「生まれた子の兄・姉（小学生まで）」がいる場合：2回申請できます。

- ・利用者：第1子・第2子
- ・申請回数：2回
- ・発行枚数：4枚

※「生まれた子の兄・姉（小学生まで）」のみが利用できる保育無料券を2枚発行し、生まれた子の兄・姉（小学生まで）と第2子が利用できる保育無料券を2枚発行します。

なお、一時保育は未就学児、病児保育は小学生までの子が利用できます。

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号
四日市市役所 こども未来課 子育て支援係
TEL059-354-8069／FAX059-354-8061
kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp